

●香川県告示第229号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、丸亀市都市整備部建設課において令和4年8月19日から10年間閲覧に供する。

令和4年8月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

令和4年8月10日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

香川県丸亀市本島町笠島字城根345番地4、374番地10の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑳の地点及び㉑の地点から㉒の地点及び㉓の地点を順次結んだ線及び、㉒の地点と①の地点及び㉓の地点と㉑の地点を結ぶ平成29年春分の満潮位（D. L. +3.23メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点高無防（北緯34度23分33.5220秒、東経133度46分40.9892秒。以下「基点」という。）から69度03分35秒 857.49メートルの地点

②の地点 ①の地点から157度22分59秒 1.64メートルの地点

③の地点 ②の地点から248度17分38秒 1.40メートルの地点

④の地点 ③の地点から158度17分37秒 7.22メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から68度21分07秒 1.39メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から158度12分57秒 10.47メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から166度03分42秒 3.40メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から166度17分45秒 4.22メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から166度09分47秒 2.51メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から166度05分20秒 4.66メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から256度00分48秒 1.40メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から166度15分21秒 7.23メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から76度09分45秒 1.41メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から166度07分51秒 2.05メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から150度35分23秒 5.94メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から105度02分13秒 8.57メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から194度55分34秒 1.41メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から105度14分24秒 6.36メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から194度26分36秒 0.49メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から285度16分13秒 6.40メートルの地点

- ⑳の地点 ㉑の地点から14度26分36秒 1.39メートルの地点
㉒の地点 ㉑の地点から285度04分29秒 11.51メートルの地点
㉓の地点 ㉒の地点から343度20分10秒 7.63メートルの地点
㉔の地点 ㉓の地点から251度58分33秒 1.41メートルの地点
㉕の地点、㉔の地点から343度31分59秒 6.40メートルの地点
㉖の地点 ㉕の地点から71度25分24秒 1.43メートルの地点
㉗の地点 ㉖の地点から343度36分00秒 10.48メートルの地点
㉘の地点 ㉗の地点から334度18分55秒 13.55メートルの地点
㉙の地点 ㉘の地点から244度03分15秒 1.40メートルの地点
㉚の地点 ㉙の地点から334度35分52秒 6.40メートルの地点
㉛の地点 ㉚の地点から64度03分15秒 1.40メートルの地点
㉜の地点 ㉛の地点から334度29分05秒 2.00メートルの地点
㉝の地点 基点から72度33分50秒 870.31メートルの地点
㉞の地点 ㉝の地点から105度09分31秒 24.82メートルの地点
㉟の地点 ㉞の地点から194度14分09秒 0.49メートルの地点
㊱の地点 ㉟の地点から285度05分08秒 24.83メートルの地点

(3) 面積

148.81平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地、道路用地

5 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成30年9月26日

(2) 免許番号

30水産第38207号